令和２年４月改正浄化槽法が施行されました。

【法改正の背景】

①環境負荷の高い既存単独処理浄化槽から、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。
②水質に関する定期検査の公平な受検を促進させるために、浄化槽台帳の整備が必要。

【法改正の主な内容】

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置
特定既存単独処理浄化槽とは、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であると認められるもので、知事等は除却あるいは合併処理浄化槽への転換等必要な措置をとるよう勧告、命令できます。
②浄化槽の使用を休止（標準的目安として１年以上）する場合の義務の免除
浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を知事等に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務が免除されます。

【浄化槽に関するお問合せ窓口】

●兵庫県の行政窓口

	担当部署		連絡先（電話番号）	お住まいの市町
兵庫県環境部環境整備課			**(078)341-7711(代表)**	
1	県民局	阪神北県民局県民交流室環境課	(0797)83-3146（直通）	猪名川町
2	県民局	東播磨県民局地域振興室環境課	(079)421-9130（直通）	稲美町、播磨町
3	県民局	北播磨県民局県民交流室環境課	(0795)42-9377（直通）	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
4	県民局	西播磨県民局県民交流室環境課	(0791)58-2137（直通）	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
5	県民局	但馬県民局地域政策室環境課	(0796)26-3650(直通)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
6	県民局	丹波県民局県民交流室環境課	(0795)73-3877（直通）	丹波篠山市、丹波市
7	県民局	淡路県民局交流渦潮室環境課	(0799)26-2072（直通）	洲本市、南あわじ市、淡路市

●保健所設置市等の行政窓口

	担当部署	連絡先（電話番号）	お住まいの市町
8	神戸市環境局環境保全課	(078)595-6223(直通)	神戸市
9	姫路市農林水産環境局環境政策室	(079)221-2466（直通）	姫路市
10	尼崎市保健局保健部生活衛生課	(06)4869-3017（直通）	尼崎市
11	明石市市民生活局環境室環境保全課	(078)918-5740 (直通)	明石市
12	西宮市環境局環境事業部美化第３課	(0798)33-0779 (直通)	西宮市
13	芦屋市市民生活部環境・経済室環境課	(0797)38-2050（直通）	芦屋市
14	伊丹市市民自治部環境クリーンセンター業務課	(072)782-0968（直通）	伊丹市
15	加古川市環境部環境第２課尾上処理工場	(079)422-5560（直通）	加古川市
16	宝塚市環境部クリーンセンター管理課	(0797)87-4844（直通）	宝塚市
17	高砂市エコクリーンピアはりま（衛生収集管理担当）	(079)447-1157（直通）	高砂市
18	川西市美化衛生部衛生管理課	(072)744-1124（直通）	川西市
19	三田市上下水道部下水道課	(079)559-5120（直通）	三田市

【法定検査に関するお問合せ窓口】

兵庫県知事指定浄化槽検査機関
一般社団法人　**兵庫県水質保全センター**
〒650-0047　神戸市中央区港島南町3丁目3番8
電話(078)306-6021〈業務部浄化槽検査課〉
ＵＲＬ:https://www.hyogo-suishitsu.jp/
E-mail:kensaka@hyogo-suishitsu.jp

●浄化槽法第11条に規定する検査の手数料は下記のとおりです。

処理対象人員	金額	
	浄化槽(合併)	みなし浄化槽(単独)
20人以下	**5,700円**	**5,500円**
21～50人	**8,100円**	**6,900円**

※知事が定めた告示料金となっております。なお、浄化槽の種類や処理対象人員によって金額は異なってきます。

この用紙は再生紙を使用しています　05.10.10000.13
古紙配合率70%再生紙を使用しています

浄化槽の管理はしっかりと!

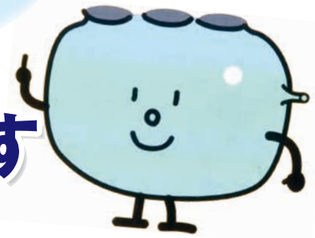

使った水からのお願いです

浄化槽を正しく管理してきれいな水環境を!

「浄化槽」は、皆様の日常生活において発生する水洗トイレの汚水と台所、浴室等の生活雑排水を、身近な場所で効率よく適切に処理するもので、公共用水域等の水質の保全等を図るために重要な役割を担っています。

美しい自然と水環境を守りながら、快適な日常生活を実現するためにも、しっかりと浄化槽の維持管理をしましょう。

浄化槽をお使いになっている方に守っていただく
4つの重要な管理

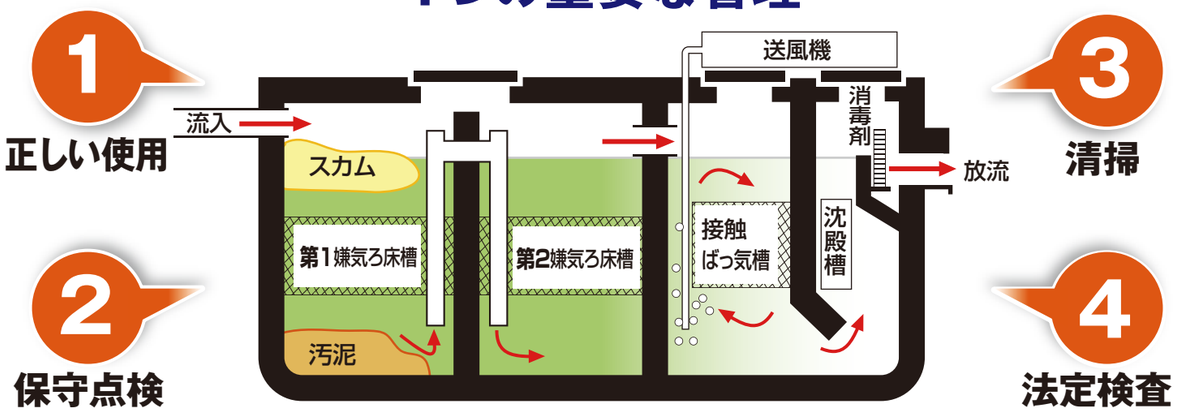

※処理方式によっては、上記の構造とは多少異なっております。
※浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所や風呂等の排水）を処理する合併処理浄化槽と、便所のし尿のみを処理するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）があります。みなし浄化槽は、法改正で平成13年4月から新設が禁止され、現在使用されているものについても「し尿」と「生活雑排水」を処理できる「合併処理浄化槽」への切り替えが求められています。

●兵庫県知事指定浄化槽検査機関
一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**
TEL 078-306-6020(総務課)　078-306-6021(浄化槽検査課)
ホームページ:https://www.hyogo-suishitsu.jp/
兵庫県環境部環境整備課 監修

®環境省 エコアクション21
認証・登録番号0002335

1 浄化槽は、次の点に注意して使用してください

浄化槽は微生物によってし尿や生活雑排水を処理するものですから、微生物が活発に活動できる状況を常に保つ必要があります。
そこで、浄化槽を使用する家庭の皆様は、❷～❹を守り次の事項に注意してください。

★トイレでは
- ●トイレットペーパー以外のもの（例：紙おむつ、衛生用品、タバコの吸いがら等）を流さない
- ●トイレの掃除には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない（中性のものを使用）

★台所では
- ●食べ残しや野菜くず、天ぷら油、酒類などを流さない
- ●食器の油汚れは新聞紙等でふき取る

★風呂場では
- ●カビ取り剤・漂白剤の使用は適量にする

★浄化槽では
- ●送風機の電源を切らない、空気の取り入れ口はふさがない
- ●浄化槽の上に物を置かない

※なお、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）をお使いになっている皆様にも公共用水域の水質保全のために、台所や風呂等の排水について、上の事項を心がけていただくことが大切です。

2 保守点検は、専門業者に委託して必ず実施してください

浄化槽の保守点検（点検、調整、補修や消毒剤の補充）は、浄化槽の機能を維持するため行うものです。

浄化槽は、微生物を利用して汚水をきれいにする装置です。その微生物が活発に働けるよう環境を整えるメンテナンス作業が必要であり、家庭用の浄化槽では、通常の使用状態で**1年に3回以上**（処理方式により異なる）必ず保守点検を行ってください。実施に当たって、専門知識や器具が必要ですから、**県又は保健所設置市の登録を受けた保守点検業者**と委託契約してください。

なお、保守点検を行った場合、**点検の記録票が渡されます**ので、3年間は保管しておいてください。法定検査の際に、記録票の提示が必要となります。

□ 具体的な業務は・・・

○消毒剤を補充する　○汚泥・空気量の調整を行う
○送風機のメンテナンスを行う　○管路内の堆積物を除去する
○防虫対策を行う　○清掃の時期を判断する　○その他浄化槽の機能が適正に発揮されるよう調整する等

※保守点検を規定どおりに行わない場合は、県や保健所設置市などから必要な指導や勧告等を受けることがあります。
さらに、それでも行わない場合は命令が出され、命令に従わない場合は、浄化槽法に基づく罰則規定が適用されることがあります。

法第7条 法定検査
（設置後の水質検査）
使用開始後 3～8ヶ月の間

⇩

保守点検
1年に3回以上
（処理方式により異なる）

⇩

清掃
1年に1回以上
（処理方式により異なる）

⇩

法第11条 法定検査
（定期検査）
1年に1回

3 清掃は、専門業者に委託して必ず実施してください

浄化槽の清掃（汚泥引き抜き）は、浄化槽の機能を回復させるものです。

浄化槽に入った汚水は、微生物で分解されますが、その処理が終わった後には、分解されない固形物（汚泥）や浮上物（スカム）が残ります。これを残したままにしておくと、浄化槽の処理機能が損なわれるばかりでなく、最終的には槽外に流れ出てしまいます。そうならないよう、**市町の許可業者に**委託して、**1年に1回（全ばっ気方式の浄化槽は半年に1回）以上**必ず清掃を行ってください。
（全ばっ気方式：浄化槽の内部が１つの槽になっているタイプ）

なお、清掃を行った場合、**清掃の記録票が渡されます**ので、3年間は保管しておいてください。法定検査の際に、記録票の提示が必要となります。

□具体的な業務は・・・

○浄化槽の汚泥・スカムを引き抜く
○付属機器類を洗浄掃除する
○引き抜き後、適正水位まで水張りを行う等

※清掃を規定どおりに行わない場合は、県や保健所設置市などから必要な指導や勧告等を受けることがあります。
さらに、それでも行わない場合は命令が出され、命令に従わない場合は、浄化槽法に基づく罰則規定が適用されることがあります。

4 法定検査は、知事指定の検査機関で年1回必ず受けてください

法定検査は、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するものです。

兵庫県水質保全センターは、浄化槽法の規定に基づき兵庫県知事から指定を受けた浄化槽の検査機関です。公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽法第１１条に基づく**1年に1回**の定期検査の受検をお願いします！

また、検査結果書は、保守点検記録票や清掃記録票とともに大切に保管しておいてください。

□具体的な業務は・・・

○書類検査（保守点検及び清掃が適正に実施されているか記録票にて検査します）
○外観検査（送風機等設備の稼動状況、油や異物が混ざっていないか等の使用状況、消毒剤の有無など浄化槽の機能に異常がないか検査します）
○水質検査（水素イオン濃度〔pH〕、溶存酸素量〔DO〕、残留塩素濃度〔DPD〕、透視度〔Tr〕など現地での放流水の検査の他、放流水を持ち帰り生物化学的酸素要求量〔BOD：水の汚れの指標〕を分析します）

※検査を受検しない場合は、県や保健所設置市などから必要な指導や受検勧告等を受けることがあります。
さらに、それでも受検しない場合は法定検査受検命令が出され、命令に従わない場合には罰則が適用されることがあります。

□法定検査後「不適正」の通知を受けたら・・・

検査の結果によっては、県民局や保健所設置市などの行政機関から指導を受けることがあります。
その場合、検査結果に従って保守点検業者等に相談し適切な措置をとってください。